

件名	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
主管課	行革分権課
根拠法令等	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成25年法律第44号、第3次一括法)
<p>【制定の概要】 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成25年法律第44号、いわゆる第3次一括法)の施行に伴い、改正を要する関係条例の整備を行う。</p> <p>【内容】 9条例の改正を一括して行う。</p> <p>① 愛媛県社会教育委員設置条例の一部改正 ・社会教育委員の委嘱の基準を「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者」と定める。</p> <p>② 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正 ・下記⑦の改正に伴う所要の改正を行う。</p> <p>③ 愛媛県職員退職手当条例の一部改正 ・条文を引用している法令の改正に伴う所要の改正を行う。</p> <p>④ 愛媛県固定資産評価審議会条例の一部改正 ・愛媛県固定資産評価審議会の委員の定数の上限を12人と定める。</p> <p>⑤ 愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 ・下記⑦の改正に伴う所要の改正を行う。</p> <p>⑥ 愛媛県介護保険審査会の公益代表委員の定数及び医師等の報酬に関する条例の一部改正 ・要介護(要支援)認定に関する処分に対する審査請求の事件を取り扱う合議体の定数を3人と定める。</p> <p>⑦ 職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正 ・職員の高齢者部分休業の対象職員の範囲を、55歳(定年60歳)以上で定年退職日前の職員と定める。</p> <p>⑧ 愛媛県留置施設視察委員会条例の一部改正 ・愛媛県留置施設視察委員会の委員の任期を1年と定める。</p> <p>⑨ 公立大学法人愛媛県立医療技術大学の重要な財産を定める条例の一部改正 ・法人(大学)が保有する財産のうち、県からの出資や支出に係るものについて、不要となった場合に県に納付することとなるため、その対象となる「重要な財産」を、「帳簿価額が50万円以上のもの」等と定める。</p>	
施行日	平成26年4月1日(③については公布日施行)